

岐阜県医療ひっ迫防止対策強化宣言 (抜粋)

令和5年1月19日延長決定
実施期間：令和4年12月23日～令和5年2月12日
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

本県では、12月23日に「医療ひっ迫防止対策強化宣言」を发出し、対策に取り組んでまいりました。

1月に入って、本県でも3シーズンぶりに季節性インフルエンザが流行入りし、新型コロナとの同時流行となるなど、全体としての医療の負荷は減少しておらず、「いつもなら普通に受けられる医療もすぐには受けられない」深刻な状況は続いています。

こうした状況を踏まえ、今月22日を期限としていた「岐阜県医療ひっ迫防止対策強化宣言」の実施期間を延長いたします。

県民の皆様におかれましては、ご自身やご家族など身近で大切な人を守るため、引き続き、以下の対策を「オール岐阜」一丸となって徹底いただきますようお願いいたします。

<県民の皆様にご協力をお願いします>

- 速やかなワクチン接種
- 基本的な感染防止対策の徹底
- 救急外来や救急車の利用は、真に必要な場合に限る
- 年末年始の行事などの混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出など、感染拡大につながる行動を控える
- 飲食店での大声や長時間の飲食の回避、会話の際のマスク着用を徹底
- 大人数の会食への参加は見合わせることも含めて慎重に検討
- 大規模イベントへの参加は見合わせることも含めて慎重に検討